

令和8年度第2回瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会議事録

◇日時：令和8年7月28日（火） 午前10時30分～正午

◇会場：市役所4階庁議室

◇出席者：（順不同敬称略）

＜審議会委員＞ 伊藤静香 吉見友希 鍋嶋洋行 石塚大祐 林洋子 横井寿史
鈴木かおり 木村愛子 加藤佐紀子 萱岡愛 西尾綾香 大森雅之

＜事務局＞ 瀬戸市多様性協働課 4名

プラン策定支援受託業者 株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所

◇欠席者：田中綾 余語修一郎

■次第1 委員交代に伴う副会長選出

【会 長】 前回副会長に選出された橋本委員が退任されたことにより、委員の皆様の承認をもちまして伊藤委員に当審議会の副会長をお願いいたします。

■議事2 協議事項 取組を含めた次期プランの体系（案）について

【事務局】 議題に入る前に、前回の審議会の補足をさせていただきます。

指標として挙げております審議会等への女性の登用率について、令和7年4月1日時点で27.79%、令和8年4月1日時点では27.38%となっており、令和8年の女性登用0の審議会は、令和7年に引き続き4つとなっております。ただし、この中の1つの審議会については5月に女性が増えたとの報告を受けています。その他は、関係団体に女性がいないことや、医師会関係で女性が5%しかいない等の理由で女性登用が0となっている状況です。前回ご質問いただいた、放課後児童クラブの費用について、利用料は公設民営・委託か民設民営・補助に関わらず各事業者が決定しており、送迎やイベントの実施など事業者が提供するサービス内容により違いがあるということでした。市の負担としては公設民営、民設民営いずれも同じ基準に基づいて基準額を算定し、委託と補助金を交付しています。併せてご質問いただいた、放課後児童クラブの職員資格と研修について、指導員については有資格者の「放課後児童支援員」とそのサポートを行う「補助員」がいます。「放課後児童支援員」については「放課後児童支援員認定資格研修」を受講して資格を取得しています。その他の研修としては、運営事業者独自の社内研修や職員個人の自主的な外部講座、行政機関から案内される希望制の公的研修などを広く活用しています。

【事務局】 本題の協議事項に入ります。

（資料2-1、資料2-2について説明）

【会 長】 それでは次期プランに盛り込むべきことなどについて皆様のご意見をお願いします。

【委 員】 瀬戸市内でLGBTフレンドリー企業が7社選定されていると思いますが、多様性理解などが就業規則に反映されているところは少ないです。フレンドリー企業、パートナーシップなど自治体の認知度は高いと思うが、企業ではまだ進んでいないと思うので、行政側から就業規則のひな型を示していただいて、企業への働きかけをお願いしたいです。

- 【事務局】就業規則のモデルをお示しして、合わせて制度に賛成いただいている企業にはご登録いただくというステップを踏んで進めていきたいと思っています。
- 【会長】国や愛知労働局など働き方改革の関係の無料アドバイザー派遣などをやっているのです、そういった国や愛知県がやっていることについて瀬戸市でも広く周知していければいいかもしれません。
- 【委員】放課後児童クラブの費用について先ほど報告をいただきましたが、1か月でいくらかかるとか、目安として最低金額から高い金額までどのぐらいかがざっくりとでも分かると、こちらでも考えやすいかなと思いました。
- 【事務局】目安で申し上げますと、小学1～3年生、週6回利用の場合、月額はやや17,000円から19,000円程度が相場となります。ただオプションが入ると金額はかなり変わります。
- 【会長】週何回利用でいくらかという運用をしているところは少なく、基本毎日でいくらのパターンが多い気がします。
- 【委員】重点課題・重点目標・取組を紐づく形で記載していただきたいです。重点課題は取り組むべき課題で、それに対する目標と取組がマッチしているのかが見やすくなるのではないのでしょうか。1対1にはならず複合的に課題を解決していくことになると思うので、そのこの繋がりが見えると分かりやすいと思います。
- 【会長】現行プランと次期プランの対比の表で、次期プランの右下の空欄の所は別の計画でされる部分だから省いたという認識でよろしいですか。
- 【事務局】その通りです。
- 【委員】資料2-2で★印が付いている箇所がありますが、これは何ですか？
- 【事務局】前回プランから現行プランに移行する際に新しく載せたものという意味で付いている印で、それが今回そのまま付いたままになっていました。
- 【副会長】現行プランの事業が令和9年度以降もそのまま入るわけではないという考えでいいのでしょうか。
- 【事務局】はい。
- 【副会長】資料2-2で事業名が入っていないものに関しては具体的な事業名が無いから記載されていないだけで、実際に事業を何もしないということではないということですね。
- 【事務局】資料2-2は具体的な事業をイメージしやすいように参考として付けさせていただきました。事業内容に関しては各課に照会させていただいて、それぞれ事業を精査してもらうことにしています。
- 【副会長】ではこの内容がそのままプランに載るわけではないのですね。では先ほど他の委員がおっしゃった、LGBTQの方たちの就業規則については、基本施策（3）の取組⑩性の多様性に配慮した環境づくりの中で事業がなされるという考え方でよろしいですか。
- 【事務局】はい、そうです。
- 【事務局】取組が確定しましたら各課に依頼をかけて取組に沿った事業を塗り替えてもらい、無いものに関しては追加させていただくといった作業に入ります。
- 【会長】そうすると次回の審議会では資料2-2が次期プランの内容になったものが出てきて、それに対して我々が意見を述べるということになりますか。
- 【事務局】第3回目の時には冊子の状態で皆様にご提示させていただきたいと思いますので、その中

に事業内容も入った状態でお示しします。そちらを見ていただいて、修正を踏まえてからパブリックコメントを実施します。

【委員】これからは育児・介護だけでなく通院治療もできるように考えていかないとはいけません。これから雇用延長していく中で、能力がある人が時間やリスクの制限があっても同じポジションでいられるなど、そこを配慮した育児・介護・通院治療が当たり前の社会になっていく方が優秀な人材をより活かせると思います。令和13年には通院治療が当たり前になっているという制度設計をしたほうが使いやすくなるのではないのでしょうか。

【会長】具体的な取組⑮の事業の内容の中に「(通院)治療」というキーワードが入ってくると良いということですか。

【委員】会社としても通院治療をしていることでこれまでのポジションが脅かされないような環境を推進した方が働きやすいのではないかと思います。

【委員】このプランは女性が生きやすい社会にすることが目標になっているプランだと思うので、通院や治療については全ての人が長く働いていけるという意味では非常に重要な観点ですが、女性が働くという意味合いで考えた時にどうなのかをご検討いただきたいです。

【会長】確か愛知県のワーク・ライフ・バランスの計画には治療について入っているので、ワーク・ライフ・バランスの視点だと治療の視点は必要だと思います。瀬戸市のライフ・ワーク・バランスを体系的に示す計画が他にあればそちらに組み込めば良いですが、男女共同参画プランにしか無いのであれば、ここに入れないと抜け落ちてしまうことになります。いかがでしょうか。

【事務局】プランに掲載するにあたって、「事業所にできること」として、就業規則の中で介護や治療に向きやすい対応をするという文言になってくると思いますが、そういった表現の仕方ではどうでしょうか。

【委員】女性が育児・介護で時短になって、能力が高くても勤務日数や時間などでポジションを外れるのは不平等だと思っていて、育児・介護・通院となれば男性も通院治療で当たり前に時短が進むので、時間ではなく能力で判断するのが当たり前になると思います。これは公平になるし女性活躍推進にもなるのではないのでしょうか。

【委員】子どもの治療で会社を休むことがキャリアの足を引っ張ることになった時に、稼ぎが多い男性と少ない女性となると、女性に行ってもらおうとなってしまいます。しかし治療に行くことが普通になれば男性が行くことも選択肢に挙がりやすくなってくると思うので、そういう意味では男女共同参画プランの意向から大きく逸れるものではないのかなと思います。

【副会長】これは男女共同参画プランで、男性優位である社会の中でそれを是正するためのプランだと認識しています。女性だけを持ち上げればいいのではなく、男性が家庭に参加して自分のことを自分でできるようにすること、女性が働き経済的基盤を持つ社会になっていくことが前提です。どの担当課も男女共同参画の視点を持ったうえで事業を進めていく必要があるので、先ほどの育児・介護・通院治療について入れるのであれば、なぜその事業を男女共同参画で入れるのかを担当課も分かった上で推進していくことが必要です。

【委員】例えばライフステージを想像しながら女性人材の育成支援を考えた時に、会社員だと昇進などに影響を受けることはリアルに感じていて、ライフプランに合わせた活躍をしたいと

思った時に、起業といった道もあるという考え方もできます。女性のキャリア形成の話にも繋がっていくことなので、この視点は入れていった方がいいと思います。

【委員】先程モデル就業規則を示す話がありましたが、我々の業界では、不妊治療や女性の生理休暇の延長などを含めた就業規則を新たに作るという話が出ています。その点を含めた就業規則を示して頂けるといいのかなと思います。

【会長】長時間労働をしないと出世ができない世の中になってしまっているのです、そこにメスを入れていかないと男女共同参画は実現しませんし、男女の賃金格差も埋まりません。具体的な事業の中に「治療しながら働いていける環境づくり」といったものがあるといいのかなと感じますが、いかがでしょうか。大事な視点だと思うので、キーワードとして何か入れていただけるといいです。

【事務局】通院治療というと子どもの看護ということもあるし自分の治療ということもあるので、その辺をどう盛り込んでいこうかというところです。子どもの看護をされる時にそれを女性の仕事だというようにならないようにしていきたいですが、そこを就業規則等で配慮することで、それが女性の仕事として固定化されてしまう恐れもあるので、男女それぞれが役割を果たすというところに持っていきたいです。

今回のプランでは男女共同参画として集中的に行うものに特化させていただいて、後は個別計画において実施していくということ、男女共同参画はこのプランだけではなく、全ての事業に関わってくるものであり、それを念頭に計画や施策、事業を考えてほしいということは庁内の各部署には伝えています。

ただ、ライフ・ワーク・バランスについては専用のプランが瀬戸市には現状ないため、こちらで拾うのか、個別で拾うのかを現課と相談して漏れが無いようにしていきたいと思っています。

【委員】「ライフ・ワーク・バランス」と「ワーク・イン・ライフ」では、これから目指す方向としては、どちらが主流なのですか。最近ネットでは「ワーク・ライフ・バランスからワーク・イン・ライフへ」といった文言をよく見ます。

【委員】現状でどちらを知っているかという、まだ「ライフ・ワーク・バランス」の方が知られていると思います。高齢の方も含めて市民の皆様に分かってもらうためには、現段階では「ライフ・ワーク・バランス」の方がいいのではないのでしょうか。

【副会長】学生に「ライフ」と「ワーク」のイメージを聞いたことがあります、「ライフ」の中に「ワーク」があるという認識の学生が多かったです。年代が上の人だと「ワーク」があって「ライフ」があるという認識です。「ワーク・ライフ・バランス」は行政用語で一つの名称ですが、瀬戸市は「ワーク」を先にすると仕事に縛られる感じがあるということで、あえて「ライフ・ワーク・バランス」という言葉を作っており、これは瀬戸市の固有名詞です。

【事務局】定義を申し上げますと、「ワーク・イン・ライフ」は仕事を人生を構成する要素の一つとするもので、「ライフ・ワーク・バランス」は仕事と生活を分離して調和させるというものです。

【会長】市民権を得てない言葉を使うと疑問に思われるのではないですか。逆にそう思ってもらった方が刺激になっていいかもしれません。

【委員】言葉の問題も確かにありますし、新しい言葉を使うことは先端性もあると思うのですが、

今のお話を聞いていると、企業的な土壌の中での話をされているように感じます。「ワーク・イン・ライフ」は人生の中で女性たちを含めてどうキャリア形成をしながら働いて稼いで生きていく土壌を作るという観点だと非常に大事で、そういった教育を小学校からしてほしいと思いますし、それができていないからこそ女性たちがDVを受けても家を出られない、動けないといった状態になっています。働いて一人で生きていける社会をつくるという意味では「ワーク・イン・ライフ」という言葉は当てはまると思いますが、それをプランや事業等に入れるのは、もう少し社会的な啓発が進んで土壌が醸成されてからではないでしょうか。重点課題である固定的な性別役割分担意識の解消といったことがもっと注目され、誰もが働き続けていくことが保証される、あるいは必要であるという認識が十分になった時に、今仰っていた話も通院治療などの権利のお話なども生きていくのかなという印象です。

もう一つ、事業は減ると思うのですが、全体の予算は減らないのですか？

【事務局】減るといっても他の計画の中に入っているので、枠としては変わりません。金額に関してはその時々で変わりますからここでは言えません。

【委員】通院治療について、「健やかな家庭を育む女性のキャリア促進を促すため」などの言葉を付けていただくといいかなと思います。

【委員】資料２－２の★マークについてですが、取組番号 59 は新規の事業で今までは無かったということですか。

【事務局】★マークは令和４年度に現行プランを作るときに新しく追加されたものですので、現行プランにもあります。

【委員】では今までも活動されていて、今後も継続ということですか。

【事務局】はい。継続ということで考えております。

【委員】新たに追加するものは無いということですか。

【事務局】現段階ではありません。

【委員】放課後児童クラブですが、保護者と事業所と大きく揉めて事業所が撤退してしまい、預ける所が無くなったというお話を聞いています。どちらの言い分も分かるので難しい問題だと思いますが、何とかしてあげたいと感じたことがあります。

【会長】誰もが利用しやすい学童クラブは必要だと思うので、こういう意見があったことは担当課に伝えていただければと思います。

【委員】計画の取組が 30 個に集約されたとのことで、コンパクトにまとめたのは分かりやすく良いと思います。

【会長】商工会議所はそれこそ事業所を取りまとめる立場なので、協力しながらできたらと思う。

【委員】前回プランよりすっきりまとまっていて良いと思います。学校としてやっていけるのはLGBTQの事業の部分かなと興味を持たせて聞かせてもらいました。

■議事３ その他

【会長】事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

【事務局】次回の審議会については11月18日（水）午後2時30分から庁議室にて開催します。
ありがとうございました。本日の議事はこれで終了といたします。